

答 申 第 252 号
平成19年2月22日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年8月4日付け産廃第549号の1による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第344号

平成18年6月30日付けで異議申立人から提起された、平成18年5月1日付け産廃第121号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成18年5月1日付け産廃第121号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 産廃第1405号の報告書に添付されている確認書と開示がある。

(2) 産廃第2015号に個人に関する情報であって個人を識別するとの情報であるためとあるが、確認書に書かれている人は公人であり、組合の一人として開示を求める。

(3) 平成17年6月2日、県は〇〇〇〇の書類を受理した。あとで〇〇〇土地改良区の許可を求めている。

(4) 〇〇〇（〇〇〇区、旧〇〇〇現〇〇〇区）が鑿水川水利権を持っている。その同意を得ていない。

(5) 平成17年6月15日、担当者から鑿水川水利の同意は条例によって〇〇〇土地改良区の同意で良いと説明された。

(6) 平成17年9月3日公示文書の反対と確認書の削除を求めた。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象となる行政文書について

異議申立人は、平成18年4月7日付けで「千葉県木更津市〇〇〇〇〇〇番地有限会社〇〇〇〇の特定事業事前計画書の『土地改良区への説明会報告書 〇〇〇土地改良区』にある結果を、〇〇区、〇〇〇土地改良区、〇〇〇土地改良区に『確認書』として、提出することで了解を得たとあるが、了解を得た書類と印鑑」について行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求の対象となる行政文書は、有限会社〇〇〇〇（以下「事業者」という。）が平成17年6月14日に〇〇〇区、〇〇〇土地改良区及び〇〇〇土地改良（以下「〇〇〇区等」という。）に対し千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「残土条例」という。）第2条第2項に規定する特定事業の許可の申請にあたり、特定事業計画を説明した際の、事業者が〇〇〇区等に後日確認書として提出することを〇〇〇区等が了承した旨記載され、〇〇〇区等の代表者の印が押印された行政文書である。（以下「本件対象文書」という。）

2 本件決定について

- (1) 本件対象文書は、残土条例及び千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第81号）に基づき提出を義務付けられたものではない。
- (2) 事業者が平成17年6月17日付けで提出した補正報告書には、別紙3として「土地改良区への説明会」と題する文書が添付されており、当該文書には「協議結果を〇〇〇区、〇〇〇〇〇改良区、〇〇〇土地改良に『確認書』として、提出することで了解を得ました。」と記載されている。
- (3) しかしながら、実施機関は本件対象文書を取得していないため、行政文書の不存在を理由として本件決定を行ったものである。

3 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、「産廃第1405号に報告書に添付されている確認書と開示がある」とし、この報告書に本件対象文書が添付されている旨主張しているものと思料される。

しかしながら、平成17年11月18日付け産廃第1405号で行政文書部分開示決定を行った「確認書」は事業者からの平成17年8月11日付けの報告書に添付されているものであるところ、この報告書には、本件対象文書は添付されていないため、異議申立人の主張には理由がない。

- (2) 異議申立人は、「産廃第2015号に個人に関する情報であって個人を識別するとの情報であるためとあるが、確認書に書かれている人は公人であり、組合の一人として開示を求めます」とし、実施機関が、本件決定に先立つ平成18年3月17日付け産廃第2015号の行政文書部分開示決定を行った際に、本件対象文書が存在していたが、個人情報として不開示とされている旨主張していると思われる。

しかしながら、平成18年3月17日付け産廃第2015号で行政文書部分開示決定を行った行政文書には、本件対象文書は存在しないので、この異議申立人の主張にも理由がない。

- (3) さらに、異議申立人は、「平成17年6月2日県は〇〇〇〇の書類を受理したあとで〇〇〇土地改良区の許可を求めている」とし、実施機関は事業者に対し〇〇〇土地改良区から特定事業実施に係る同意を得るよう求めており、これに対する回答に、本件対象文書が添付されている旨主張しているものと思料される。

しかしながら、平成17年6月2日付けで事業者に対し、申請書類・内容補正指示書により、下流域の土地改良区への事業説明及びその結果の報告を求めているが、これに対する報告は上記2(2)の平成17年6月17日付けの補正報告書であり、この報告書には本件対象文書が添付されていないことからこの異議申立人の主張にも理由がない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

1 本件決定に係る異議申立てについて

本件請求の内容は、上記第3、1のとおりである。実施機関は本件請求に係る行政

文書は取得していないとして、平成18年5月1日付け産廃第121号により、本件決定を行った。これに対し、平成18年6月30日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てがされたものである。

2 本件請求に至る経緯について

本件請求に至る経緯は、以下のとおりと認められる。

(1) 事業者は、実施機関に対し、残土条例に基づき平成17年6月2日付けで「特定事業許可申請書」を提出した。

(2) 平成17年6月2日付けで実施機関は事業者に対し、「申請書類・内容補正書」により、〇〇〇区等へ事業説明を行うこと及びその報告書の提出を求める行政指導を行った。

(3) 平成17年6月17日付けで事業者は、実施機関に対して「補正報告書」を提出した。

(4) 上記(3)記載の報告書の別紙3「土地改良区への説明会報告書」には、事業者が〇〇〇区等に協議結果を確認書として提出することで了解を得た旨の記載がされていた。

以上の経緯から、本件請求の趣旨は、〇〇〇区等が押印等により上記(4)記載の了解をしたことが記載されている行政文書の開示を求めるものと認められる。

3 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を取得していないと説明するので、以下検討する。

上記2(4)記載の「土地改良区への説明会報告書」には、〇〇〇区等が書面により了解したという記載はなく、上記2(3)記載の「補正報告書」及び確認書にも本件請求の趣旨を満たすような記録は確認できなかった。

また、上記2(2)のとおり実施機関は行政指導を行っているものの、当該行政指導は、〇〇〇区等へ事業説明を行うこと及びその報告書の提出を求めるものであり、〇〇〇区等が了解したことを示す文書の提出まで求めているものではないと認められる。

以上のことより、本件請求に係る行政文書を取得していないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、本件請求の趣旨を満たす行政文書は存在しないと認められる。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書及び意見書で種々主張しているが、上記判断に影響のある事項ではないため、当審査会は判断しない。

なお、異議申立人の主張から、本件請求に係る行政文書が存在しないとする、実施機関の説明が異議申立人に十分伝わっていなかったことが推測され、双方の意思疎通が十分でなかったため、異議申立てに至ったものと考えられる。

当審査会としては、円滑な情報公開制度の運用のため、実施機関と異議申立人は互いに十分な意思疎通を図るべきものとする。

5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|----------------------|
| 18. 8. 4 | 諮問書の受理 |
| 18. 8. 21 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 18. 9. 26 | 異議申立人の意見書の受理 |
| 18. 11. 28 | 審議 実施機関から不開示理由の聴取 |
| 18. 12. 20 | 審議 |

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|---------|------------------|----------|
| 岩 間 昭 道 | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 | 部会長職務代理者 |
| 大 田 洋 介 | 城西国際大学非常勤講師 | 部会長 |
| 佐 野 善 房 | 弁護士 | |
| 福 武 公 子 | 弁護士 | |

(五十音順：平成18年12月20日現在)